

近畿厚生局・疑義照会事項(令和4年度診療報酬改定)

近畿厚生局指導監査課への疑義照会事項について、同局よりご回答いただいた内容を全て掲載しております。

※ 他の疑義照会事項につきましては、回答が分かり次第、随時追加します。

①【短期滞在手術等基本料1 新たな届出について】

Q. 短期滞在手術等基本料1について、白内障日帰り手術など短期滞在手術等基本料1の眼科対象手術を局所麻酔のみで施行する場合、麻酔科標榜医の勤務は無いが、他の施設基準(1)(2)(3)(5)を満たしている眼科医療機関は、新たに届出が可能と解釈して良いか？

A. 近畿厚生局指導監査課の回答(令和4年3月24日)

その解釈で良いと思われる。

今回改定では、短期滞在手術等基本料1施設基準における麻酔科標榜医の要件緩和がなされている。新たに施設基準に該当する場合は、届出様式58の麻酔科標榜医は記入せず空欄とし、他の施設基準項目を実情に基づき正確に記載し、別添用紙7と共に近畿厚生局指導監査課まで提出する。